

館山市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

1. 目的

ふるさと納税（寄附金）制度により館山市（以下「市」又は「本市」）へ寄附をいただいた市外在住の寄附者に対し、お礼の意味を込めて商品やサービス（以下「返礼品」）を贈呈することにより、本市の魅力発信、地元特産品のPR並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品提供事業者」）を募集します。

2. 返礼品提供事業者の要件

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 本市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、本市内で生産、製造、加工又はサービスの提供を行っている法人、その他の団体又は個人事業者（以下「事業者」）であること。ただし、本市内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行っていることや本市をPRしていると認められる場合は、市外の実業家も可能とする。
 - (2) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
 - (3) 返礼品取扱事業者の所在する自治体の市町村税を滞納していないこと。ただし、法人で本市に本社等がなく本市での課税がない場合は本社等が所在する市町村において、市外に住民票を有し本市での課税がない個人事業主については住民票の有する市町村において、市町村税の滞納がないこと。
 - (4) 代表者等が「館山市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）」第2条第2号又は第3号に規定する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、暴力団員等がその事業活動を支配する者でないこと。
 - (5) 個人情報保護法及び関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。
 - (6) 委託事業者と連携・協力して業務に当たることができ、直接、委託事業者と返礼品の提供に関する契約締結が可能であること。電子メールの送受信及びWeb閲覧が可能なインターネット環境を有しており、市及び委託事業者との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。
 - (7) 返礼品の受発注及び納品の管理等のため、速やかに委託事業者からの発注に対応し返礼品発送作業を滞りなく行えること。
 - (8) 各ポータルサイトに掲載するために登録する返礼品の写真や紹介・説明文を作成できること。本市のふるさと納税に関する業務の範囲内において、本市が自由に使用可能な返礼品の画像データやサンプル等が提供可能であること（原則として無償）。
- ※ただし、要件に適合していても、本市が返礼品提供事業者として適当でないことを認め

場合は、この限りではありません。

3. 返礼品の要件

募集する返礼品は、次に掲げる要件を満たしている商品やサービスとする。

- (1) 市内産業の振興や市の魅力発信などに資するものであること。
- (2) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）や、この告示に関する総務省通知に適合するものであること。
- (3) 公序良俗に反しないものであること。
- (4) 自ら生産・製造したもの以外の場合は、本市のふるさと寄附金（納税）の返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。
- (5) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（あらかじめ期間や数量を明示して供給可能な場合を除く。）
- (6) 食料品については、寄附者に返礼品が到着後、一定期間（概ね一週間以上）の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うこと。運搬に当たっては、食品衛生法等に基づき運搬方法等に留意すること。
- (7) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法等の関係法令を遵守しているものであること。
- (8) 食品に関連する返礼品の期限表示については、ふるさと納税サイト上の返礼品の説明をはじめ、返礼品到着後の開封時において、寄附者に消費・賞味期限及び保存方法等が正しく理解されるよう箱の中に説明書を入れるなど、適宜・適切な情報提供を図ること。
- (9) サービスの場合は、利用申請の方法が確立し、寄附者との調全体制が整っているとともに、利用券等の発送後、1年以上利用可能なものであること。ただし、日時指定のものはこの限りではない。
- (10) 利用券の場合は、利用券に「サービス内容」「予約期限」「利用期限」「予約方法」「キャンセル規定」等を明記するなど、寄附者の利便に資するものであること。また、記名又は通し番号を付記する等により、転売の防止措置が施されていること。
- (11) キャラクター等を使用する場合、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- (12) 本市が求める場合に、返礼品のサンプルを提供できること（原則として無償）。
- (13) 本市ふるさと寄附金（納税）関連ホームページ等への掲載のため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ、返礼品提供事業者名等）を提供可能であること。

4. 費用負担

- (1) 返礼品等の送料は、原則として市が負担する。
- (2) 返礼品等の商品代金、梱包代金、消費税及び地方消費税に相当する額は、寄附額の100分の30を限度に市が負担する。
- (3) 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合の費用は、返礼品提供事業者の負担とする。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではない。
- (4) 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しないこととする。

5. 契約の方法及び寄附金額の設定

返礼品の価格については、商品代、消費税等の必要経費をすべて含めた額が寄附金額の3割以下となるよう設定すること。なお、品物代のみで寄附金額の3割を超えてはならない。寄附金額は、送付に係る費用を勘定したうえで市が決定する。

▼寄附金額設定表（提案価格には、消費税・梱包料を含む。） (円)

区分	寄附金額	提案価格	区分	寄附金額	提案価格
A	10,000	2,701 ~ 3,000	N	35,000	9,001 ~ 10,500
B	11,000	3,001 ~ 3,300	O	40,000	10,501 ~ 12,000
C	12,000	3,301 ~ 3,600	P	45,000	12,001 ~ 13,500
D	13,000	3,601 ~ 3,900	Q	50,000	13,501 ~ 15,000
E	14,000	3,901 ~ 4,200	R	60,000	15,001 ~ 18,000
F	15,000	4,201 ~ 4,500	S	70,000	18,001 ~ 21,000
G	16,000	4,501 ~ 4,800	T	80,000	21,001 ~ 24,000
H	17,000	4,801 ~ 5,100	U	90,000	24,001 ~ 27,000
I	18,000	5,101 ~ 5,400	V	100,000	27,001 ~ 30,000
J	19,000	5,401 ~ 5,700	W	150,000	30,001 ~ 45,000
K	20,000	5,701 ~ 6,000	X	200,000	45,001 ~ 60,000
L	25,000	6,001 ~ 7,500	Y	250,000	60,001 ~ 75,000
M	30,000	7,501 ~ 9,000	Z	300,000	75,001 ~ 90,000

※配送料によって、寄附金額の設定価格を変更するものとする。

※提示の価格以外で応募する場合は、別途、市と協議するものとする。

6. 返礼品提供事業者として登録することの効果

- (1) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載する。
- (2) 返礼品の発送時に、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができる。ただし、返礼品提供事業者によるパンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、商品の場合と送料が変動しない範囲とする。
- (3) 本市がふるさと寄附金（納税）の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業

者名を掲載する場合がある。

- (4) 返礼品提供事業者は、本市のふるさと寄附金（納税）返礼品提供事業者であることを商品の宣伝や会社のPRに活用することができる。

7. 委託事業者

(1) 本市は、寄附の受付や返礼品の発注・配送管理等の業務について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、次の事業者（以下「委託事業者」という。）へ委託する。

(2) 返礼品提供事業者は、返礼品として採用が決定された後、委託事業者と返礼品の提供に係る契約を締結する必要がある。

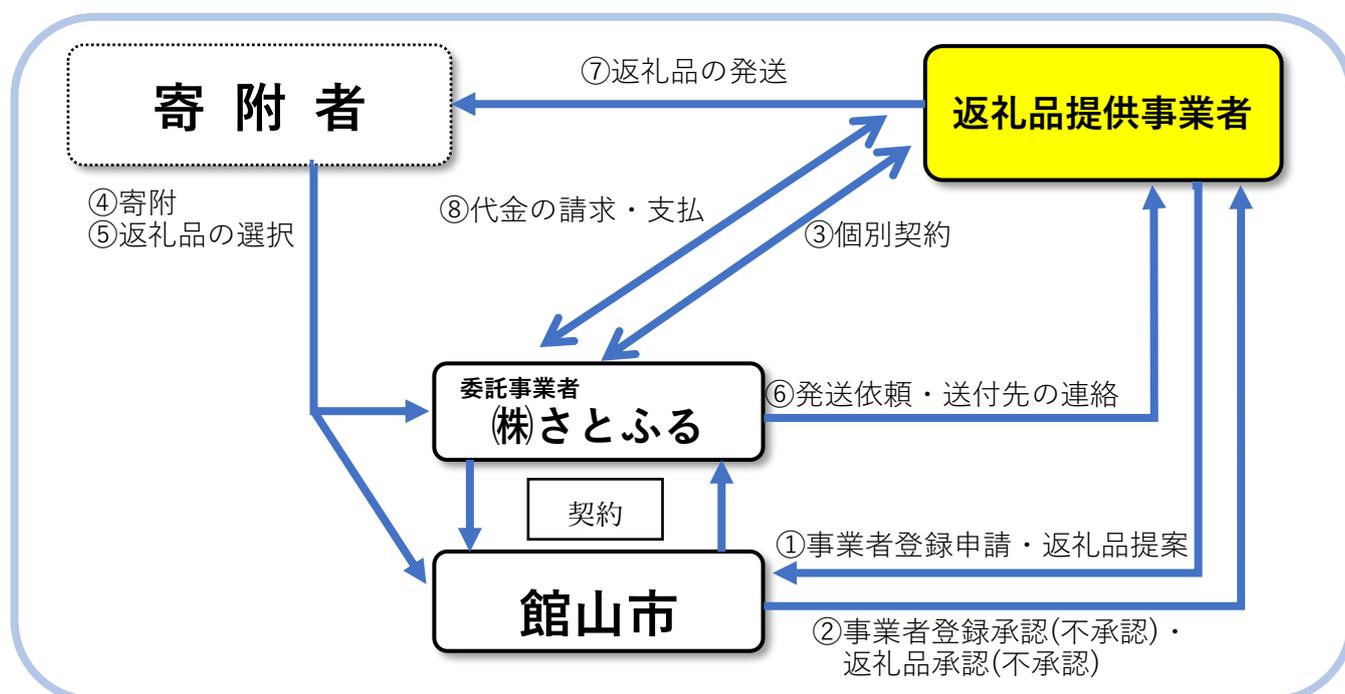
【委託事業者】

株式会社さとふる

東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 13 階

8. 事務の流れ

返礼品提供事業者は、委託事業者からの発注により返礼品を提供する。なお、本市が寄附を受けてから、返礼品提供事業者に対して支払を行うまでの事務の流れは、概ね次の図のとおりとする。



※ 『⑧代金の請求・支払』にて、発生するお礼品代の振込手数料については、返礼品提供事業者様の負担となります。

9. 応募方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、館山市総務部行革財政課へ持参、郵

送又はメールにて提出すること。なお、申請にかかる費用の一切は、返礼品提供事業者の負担とする。

- (1) 館山市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（誓約書兼同意書）
 - (2) 館山市ふるさと納税返礼品提案書
 - (3) (本市にて課税がない場合のみ) 課税のある市町村の「納税証明書（滞納のない証明）」
 - (4) 食品の場合、返礼品に添付する食品表示シール
 - (5) 営業許可証の写し（営業許可を必要とする事業を営まれている事業者）
 - (6) 返礼品画像（返礼品本体、梱包画像など）
- ・提出された書類を確認したのち、採用可否を決定し、応募者に対してメール等で当該結果を通知する。採用の際は、通知後に委託事業者と契約すること。

10. 返礼品の登録

- (1) 申込内容について、募集条件を満たしていることを確認し、委託事業者より採用の決定について連絡するとともに、返礼品登録の手続きについて案内する。
- (2) 委託事業者と返礼品の提供に係る契約を締結し、返礼品の登録完了となる。
- (3) 返礼品として登録された商品は、ふるさと納税ポータルサイトへの登録作業を経て、順次掲載される。なお、掲載順序は本市の判断となる。

※申込後、総務省の審査、委託事業者との契約締結、ポータルサイトへの掲載内容の作成や校正を含め、掲載まで通常約2～3ヵ月を要する。ただし、応募の時点で知り得なかった情報について調整の必要が生じた場合は、さらに期間を要することがある。

11. 認定内容の変更

登録された返礼品や返礼品提供事業者の決定事項について内容を変更する場合は、速やかに市又は委託事業者へ連絡すること。その変更について市の承認を得る必要がある。

12. 認定の解除

次に掲げる要件に該当した場合は、返礼品及び返礼品提供事業者としての認定を解除し、ポータルサイトへの掲載を停止する。これによる損害が生じた場合でも、市はその責任を負わない。

- (1) 返礼品提供事業者から解除の申し出があったとき。また、市又は委託事業者が年に一回実施する意向確認において回答が得られなかったとき。
- (2) 返礼品又は返礼品提供事業者が本要項に定める条件を満たさなくなったとき。
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により、返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。

- (4) 返礼品の生産、製造若しくは販売が中止されたとき。
- (5) 製造者以外が返礼品を取り扱う場合に、本市ふるさと寄附金の返礼品とすることについて製造者の同意が得られなくなったとき。
- (6) 登録内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき。
- (7) 登録内容に虚偽があったとき。
- (8) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (9) 返礼品等の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は同様のクレームが続発するとき。
- (10) その他、本事業の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。

1 3. 返礼品提供事業者及び返礼品の見直しについて

- (1) 見直しは全返礼品の年間の注文数等を目安とし、注文数が少ない返礼品については、返礼品提供事業者と協議を行い、入替えについて検討する。
- (2) 市はその他、必要に応じて返礼品提供事業者と見直しの協議を行うことがある。

1 4. 個人情報の取扱い・管理

本事業の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等の関係法令を遵守し、別添「個人情報取扱特記事項」に十分留意の上、定期的な点検や本業務従事者への社内研修を通じた周知など、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報漏えいリスクへの対策を講じること。

なお、寄附者について知り得た情報を、返礼品の送付以外の目的で使用することはできない。

1 5. その他留意事項

- (1) 登録した返礼品の変更・廃止を希望する場合は、速やかに市へ報告し、協議すること。返礼品の変更の際は、市へ館山市ふるさと納税登録内容変更申請書に必要事項を記入の上、提出すること。
- (2) 登録された返礼品が、本要項に定める要件に適合しなくなったと認めた場合や、国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断された場合には、その登録を中止することがある。
- (3) 返礼品提供事業者は、返礼品の発送の遅延、発売中止、品質及び発送過程での事故等の問題が発生した場合には、速やかに市及び委託事業者へ報告すること。
- (4) 返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、返礼品提供事業者の責任において処理を行うこととする。また、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について速やかに市および委託事

業者へ報告すること。なお、品質等による保証については、返礼品提供事業者が行うこととする。

- (5) 返礼品を発送する場合は、原則、委託事業者が手配する配送業者（委託事業者との契約時に佐川急便・ヤマト運輸・日本郵便から選択可）を利用すること。ただし、これにより難しい場合は、市と協議のうえ、返礼品提供事業者自ら配送業者を手配し、配送記録が残る配送方法により配送するとともに、配送を証する書類の写しを市に提出すること。
- (6) 返礼品を発送する場合は、送料を最小限に抑えること。
- (7) 返礼品の発送等に係る書類は、1年間保管すること。
- (8) 本市が行う返礼品の広報については、寄附者からの受注状況や広報事業者からの依頼等に基づき、協力いただく返礼品を適宜決定することがあるほか、掲載順序等は本市へ一任とすること。
- (9) 登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をお願いするものであるため、選択されない場合もある。
- (10) ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合がある。
- (11) この要項に適合しても、本市が返礼品として適当でないと判断した場合は登録しないことがある。
- (12) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとする。

16. 問合せ先

〒294-8601 千葉県館山市北条 1145-1
館山市役所総務部行革財政課ふるさと納税推進室
TEL：0470-22-3147 FAX：0470-23-3115
e-mail：furunou@city.tateyama.chiba.jp

《個人情報取扱特記事項》

（基本的事項）

第1 この契約による業務（以下「本業務」という。）の受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

第3 受注者は、本業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関する法律の趣旨に照らして、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第4 受注者は、本業務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第5 受注者は、本業務を処理するために個人情報を収集するときは、本業務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

（個人情報の目的外の利用及び提供の禁止）

第6 受注者は、館山市（以下「発注者」という。）の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を、本業務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写等の禁止）

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本業務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 受注者は、本業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（資料等の返還等）

第9 受注者は、本業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（事故発生時における報告）

第10 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の解除及び損害賠償）

第11 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。